特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件(平成十三年国土交通省告示第千二十四号)

(密線部は改圧部分)

改 正 案

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第九十四条の規定に基づ き、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、集成材及び構造用単 板積層材(以下「集成材等」という。) の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集 成材等の圧縮材の座屈の許容応力度、調材等の支圧、調材等の圧縮材の座屈及び 銅材等の曲げ材の座屈の許容応力度、溶融亜鉛メッキ等を施した高力ボルト摩擦 接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん斯応力度、 ターンバックルの引張 りの許容心力室、高強度鉄鉛の許容心力度、タッピンねじその他これに願するも の(以下「タッピンねじ等」という。)の許容応力度、アルミニウム合金材、ア ルミニウム合金材の溶接継目ののど断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニ ウム合金材の圧縮材の座配、アルミニウム合金材の曲げ材の座配、アルミニウム 合金材の富力ボルト華密接合部及びタッピンねじ又はドリリングタッピンなじを 用いたアルミニウム合金材の接合部の許容応力度、トラス用機械式継手の許容応 力度、コンクリート充填調管造の調管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、 せん断及び付着の許容応力度、組積体(鉄筋コンクリート組積体を含む。 じ。)の圧縮及びせん断並びに鉄筋コンクリート組積体の付着の許容応力度並び に鉄線の引張りの許容応力度(以下「特殊な許容応力度」という。)並びに同今 第九十九条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座冠の材料強度 、集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の材料 強度、調材等の支圧及び調材等の圧縮材の座配の材料強度、ターンバックルの引 張りの材料強度、高強度鉄筋の材料強度、タッピンねじ等の材料強度、アルミニ ウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目ののど断面、アルミニウム合金材の

盟 行

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第九十四条の規定に基づ き、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、集成材及び構造用単 板積層材(以下「集成材等」という。) の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集 成材等の圧縮材の座屈の許容応力度、調材等の支圧、調材等の圧縮材の座屈及び 調材等の曲げ材の座屈の許容応力度、溶融亜鉛メッキ等を施した高力ボルト摩擦 接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度、ターンバックルの引張 りの許容応力度、高強度鉄筋の許容応力度、タッピンねじその他これに類するも の(以下「タッピンねじ等」という。)の許容応力度、アルミニウム合金材、ア ルミニウム合金材の溶接継目ののど断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニ ウム合金材の圧縮材の座屈、アルミニウム合金なの曲げ材の座屈、アルミニウム 合金材の言力ボルト撃察接合部及びタッピンねじ又はドリリングタッピンなじを 用いたアルミニウム合金材の接合部の許容応力度、トラス用機械式継手の許容応 力度、コンクリート充填調管造の調管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、 せん断及び付着の許容応力度並びに組積体(鉄筋コンクリート組積体を含む。 下司じ。) の圧縮及びせん断並びに鉄銃コンクリート組債体の付着の許容で力宴 (以下「特殊な許容応力度」という。) 並びに同今第九十九条の規定に基づき、 木材のめりこみ及び木材の圧縮材の金冠の材料強度、集式材等の繊維方句、集式 材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の材料強度、調材等の支圧及び調材 **等の圧縮材の座団の材料強度、ターンバックルの引張りの材料強度、高強度鉄箍** の材料強度、タッピンねじ等の材料強度、アルミニウム合金材、アルミニウム合 金材の溶接継目ののど断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の

持殊な許容応力度

国土交通大臣 林 寛子

力に対する引張りの許容心力変の数値によらなければならない。

ナー 鉄線の引張りの材料強度は、第一第十一号の表に規定する短期に生ずる

第二 特殊な材料強度

<u>る</u>

する基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)を表すもの

この表において、Fは、鉄線の種類及び品質に応じて第三第八号に規定

長期に生ずる力に対する引張りの許一短期に生ずる力に対する引張りの許 | 容応力度(単位 | 平方ミリメート | 容応力度(単位 | 平方ミリメート ш

十二、鉄線の引張りの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。

ー~十 | 添

第一、特殊な許容応力度

特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件

平成十三年六月十二日

国土交通大臣 林 寬子

のように定める。

の材料強度、コンクリート充填調管造の調管の内部に充填されたコンクリートの一填調管造の調管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん新及び付着の材料 圧縮、せん断及び付着の材料強度、鉄筋コンクリート組積体の圧縮の材料強度並一強度並びに鉄筋コンクリート組積体の圧縮の材料強度(以下「特殊な材料強度」 <u>がに鉄線の引張りの材料強度</u>(以下「特殊な材料強度」という。)をそれぞれ次|という。)をそれぞれ次のように定める。

支圧、アルミニウム合金体の圧縮材の座面及びタッピンなじ又はドリリングタッ一圧縮材の座面及びタッピンなじ又はドリリングタッピンなじを用いたアルミニウ ピンねじを用いたアルミニウム合金符の接合部の材料強度、トラス用機械式継手

第二 特殊な材料強度

持殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件

ム合金材の接合部の材料強度、トラス用機械式継手の材料強度、 コンクリート 充

第一、特殊な許容応力度

平成十三年六月十二日

第三 基準強度

一~旧 留

七 略 (アルミの基準強度)

八 第一第十一号に規定する鉄線の基準強度は、次の表の数値とする。

種類及び品質			マカミリメートルに 基準強度 (単位 一
			しゃニュートン)
普 通	S≷∑ B	怪が九ミリメートル以	
袋 添 整 架 器 田	SWM 9	<u>⊬6#6</u>	
ものとする。 鉄線) 二〇〇〇に規定するらwM B及びらwM Pを、それぞれ表す」の表において、SwM B及びSwM Pは、JTS G三五三二(

第三 基準強度

一~日 略

√ 器 (をシ 別ソなご)

七 略 (アルミの基準強度)